

令和 2(2020)年度 国立市行政経営方針

令和元（2019）年 8 月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	2
■ 経済状況等	
(1)日本の経済状況	
(2)政府動向	
(3)国立市の経済状況	
■ 国立市行政経営を取り巻く環境	
(1)人口動態	
(2)市民生活等	
(3)行政経営上の課題	
第 3 財政状況（平成 30（2018）年度決算の概況）	5
■ 決算の概況	
第 4 令和 2（2020）年度重点施策の考え方	6
■ 行政評価に基づく施策の分類	
■ 令和 2（2020）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 令和 2（2020）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性	9
■ 各施策の方向性	
(1) 積極的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）	
(2) 成果の向上を目指す施策	
(3) 高い成果水準を維持すべき成熟した施策	
(4) 市政の推進を支える施策	
第 6 令和 2（2020）～令和 5（2023）年度実施計画の策定について	24

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価システムの PDCA サイクルを確立し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示し、成果の向上を図ろうとするものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、施策の優先順位を示すとともに、令和2(2020)年度予算編成方針及び令和2～5(2020～2023)年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

なお、現在策定作業中である第5期基本構想第2次基本計画については、施策の統廃合が想定されている。本方針との整合については、その策定過程において適宜図っていくものとする。

第2 現状と課題

■ 経済状況等

(1) 日本の経済状況

我が国の景気は、「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」と基調判断されている(月例経済報告 令和元年7月 内閣府)。その理由としては、個人消費が持ち直しており、設備投資はこのところ機械投資に弱さが見られるが、緩やかな増加傾向にある。また、企業収益は高い水準で底堅く推移し、雇用情勢が着実に改善していることなどが挙げられているところである。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望(2019年7月)」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、当面、海外経済の減速の影響を受けるものの、2021年度までの見通し期間を通じて、景気の拡大基調が続くとみられる。輸出は、当面、弱めの動きとなるものの、海外経済が総じてみれば緩やかに成長していくもので、基調としては緩やかに増加していくと考えられる。国内需要も、消費税率引き上げなどの影響を受けつつも、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、増加基調をたどると見込まれる」とされている。

(2) 政府動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society5.0」への挑戦～」を令和元年6月に閣議決定している。当面の財政運営と令和2年度予算に向けた考え方としては、「成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現し

ていくため、Society 5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、成長力の強化を進める。賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対応する。」と示されたところである。

また、地方行財政改革については、「社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度を始めとする地方行財政改革を進める」「地方自治体の窓口業務の委託化について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化する。その他の業務改革についても、改革工程表に沿った取組を進めていく。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する」といったこと等が示されている。

(3) 国立市の経済状況等

総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」によれば、国立市内小売業者の年間商品販売額は前回調査よりも 182 億円増の 620 億円、小売吸引指数は 0.12 ポイント増の 0.89 となった。

多摩地域全体へと目を転じれば、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No.89 2019 年 7 月号」(季刊)によると、総評として「多摩地域の景気は、わずかに減速の兆しが見られる」とされ、「企業の雇用は変わらず堅調な推移を続けていますが、米中の貿易摩擦の長期化による工業生産の落ち込みや、今年 10 月に予定される消費増税による影響が懸念されます」と分析されている。また、4 月～6 月の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、前期より 3 ポイント減となっており、2 四半期連続の後退となっている。有効求人倍率については、2019 年 5 月期において東京都が 2.12 倍であるのに対し、多摩地域は 1.12 倍であり、全国の 1.62 倍を大きく下回っている状況である。

平成 31 年地価公示によると、平均 38 万 2,800 円/㎡、変動率+2.32%であり、全国の市町村では第 29 位であり、多摩 26 市中 6 位。用途別・住宅地においては武蔵野市、三鷹市に次ぐ多摩地域第 3 位である。

■ 国立市行政経営を取り巻く現状

(1) 人口動態

国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（平成 28 年 3 月）における平成 31（2019）年度の推計人口（独自推計）は 74,415 人であり、減少基調に入ると推計していた。しかしながら、令和元（2019）年 7 月 1 日現在の本市の人口は 76,281 人（前年同月比 + 114 人）であり、依然として微増傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」においても、当市の人口は 2030 年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2045 年において対 2015 年比 98.5%という総人口指数が示されている。人口構成の面では少子高齢化の波を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増える見込まれている。

これらは、東京一極集中の流れを汲んでいるに過ぎず、多摩地域においても既に西部から人口減少フェーズに入っており、少子高齢化の進展や都心回帰がさらに進んでいくことになれば、国立市においても早晚人口減少に転ずる恐れがある。

(2) 市民生活等

国立市の納税義務者数は年々増加しており、令和元年 7 月 1 日現在で 40,024 人であり、過去最多であった対前年同日比 + 522 人と毎年度増加を続けている状況である。定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測されるが、この納税義務者の増加と景気回復があいまって平成 30 年度の個人市民税は対前年度に比べ約 9,000 万円増の 70 億 4,400 万円となった。

第 16 回国立市政世論調査（平成 31 年 3 月）では、「これからも国立市に住みたいと思う」市民の割合（「ずっと住みたい」「当分住みたい」の合計）は 84.8%であり、高い水準を維持している。しかしながらクロス集計分析を行うと南武線以北の地域の平均が 85.9%であるのに対し、南武線以南の地域の平均は 73.3%であり、とりわけ泉地域が 71.4%、矢川・石田地域が 53.8%とサンプル数の少なさを考慮しても、地域差が生じている状況である。なお、最も高いのは中地域で 90.8%であった。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「子育てのしやすい環境が整っていると思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 59.3%で、前年度の 55.6%から増加した。保育園待機児童数（旧定義）は平成 31 年 4 月 1 日現在で 98 人であり、前年同日（81 人）より 17 人増加したが、新定義では 46 人であり、前年同日（53 人）より 7 人減少している。

(3) 行政経営上の課題

平成 30 年度は決算における経常収支比率は 96.2 と前年度に比べ 1.2 ポイント増加した。増加の要因の 1 つが分母（経常一般財源）における地方消費税交付金の減（ -

2 億 2,464 万円)である。平成 27 年度決算では消費税率が 5%から 8%へと改定されたことにより、地方消費税交付金が大幅増となり、経常収支比率が 90.3 と劇的に改善されたが、ここ数年、清算基準の変更等が大都市圏、特に東京に不利な形で繰り返されてきており、令和元年 10 月に予定されている税率改定後も大幅な増加は見込めない。一方、分子についてはこの先も扶助費の伸びが想定されることから、さらなる増加が見込まれる。従って、今後も経常収支比率の劇的な改善は困難な状況と言わざるを得ない。よって、財政の硬直化が進むことは免れないため、経常事業のスクラップアンドビルドが必要となってくる。

近年課題となっている人件費については、人事院勧告に伴う給与改定の増や嘱託員増などによる委員等報酬の増があったものの、退職者数の減による退職手当の減や各種時間外勤務削減の取組により、時間外勤務手当が対前年度比約 3,100 万円、-16.1%の減となった。結果として人件費全体では約 5,700 万円、-1.1%の微減となった。しかしながら、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、大幅な人件費増が見込まれる。よって、非正規職員の新規採用は厳に慎み、昨年 3 月に定めた「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に則り、時間外勤務時間数減の取り組みを更に強化するとともに、職員定数減を確実に行わなければならない。

また、現在策定中である(仮称)国立市行財政改革プランを着実に推進し、歳入・歳出の均衡を図ることも必要となる。

第3 財政状況（平成30（2018）年度決算の概況）

■ 決算の概況

国立市の平成30（2018）年度決算額（普通会計）は、扶助費などの経常的な経費の増加に加え、都市計画道路3・4・10号線用地買収費などの大規模事業があったことから、歳入316億2千7百万円、歳出309億7千5百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模となった。

基金は、積立額が10億1千9百万円だったのに対し、取崩額が10億2千5百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ6百万円減の59億2百万円となった。また、地方債は、元金償還額が14億9千8百万円だったのに対し、新規借入額が11億1百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ3億9千7百万円減の136億1百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は96.2%と、前年度の95.0%に比べ1.2ポイント悪化した。増加の要因は、分母（経常一般財源）が地方消費税交付金の減等により1億6千4百万円の減だったのに対し、分子（経常的な経費充当一般財源）が扶助費の伸び等により3千8百万円の増となったことによる。

その他、平成30（2018）年度決算の特徴としては、昨年度は行わなかった財政調整基金の取り崩しをおこなったことや、平成27（2015）年度以来の普通交付税の交付団体となったことが挙げられる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、景気回復による給与所得の伸び等による個人市民税の増、生産緑地の宅地化等による固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出や不透明な景気動向、法人市民税の一部交付税原資化といった税制改正の影響等に鑑みると、大幅な伸びは期待できない状況にある。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されている。また、待機児童対策として認可保育園を新設したことに伴う扶助費の増、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増により、経常経費が大幅に増加する見込みとなっている。更に、第二小学校、給食センターの建替えや（仮称）矢川プラスの新設などの大規模事業も控えており、厳しい財政運営が予想される。国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていく必要がある。

第4 令和2（2020）年度重点施策の考え方

■ 行政評価に基づく施策の分類

令和2（2020）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価会議における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの3つの区分に分類した。また、内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 積極的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向
上させるため、施策内の事務事業を再編・整理・見直し行いつつも、コストを増
加してでも取り組むべき最優先の分野の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を再編・整理・見直し
することによりコストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 高い成果水準を維持すべき成熟した施策

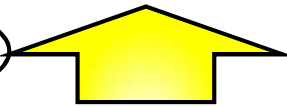
成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事
業を再編・整理・見直しすることによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
基礎となる財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、
公共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の主に内部管理を行う分野の施策

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち

「まちづくりの目標」
の実現



(1)重点施策（積極的な投資により成果の引き上げを目指す施策）

次世代の育成 （産んでよし、育ててよしのまち）

子育て環境の充実

学校教育の充実

安心・安全の確保 （24時間安心安全のまち）

防災体制の充実

国立ブランドの向上 （文化と芸術が香るまち）

文化・芸術活動の推進と歴史・文化
遺産の適切な保護

（個性ある賑わいと自然の共生したまち）

市街地整備の推進

南部地域の整備

(2)成果の向上を目指す施策

人権・平和の推進
男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援
地域ぐるみでの子育て支援
スポーツの振興
健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
支え合いの地域づくりと自立支援
コミュニティ活動の促進

環境の保全
ごみの減量と適正処理
道路の整備と適正管理
交通環境の整備
地域特性を活かしたまちづくりの推進
商工業振興と観光施策の強化
農業振興と農地保全の推進

(3)高い成果を維持すべき成熟した施策

生涯学習の環境づくり
高齢者福祉の充実
しょうがいしゃの支援
防犯対策の強化
消費生活環境の整備
花と緑と水のある環境づくり
下水道の整備・維持・更新

(4)市政の推進を支える施策（持続可能なまち）

変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

情報の積極的な発信と共有・保護

市民連携・市民協働・市民参画の推進

将来にわたって持続可能な財政運営

公共施設マネジメントの推進

まちづくりの目標

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち

○ 学び挑戦し続けるまち

「学び挑戦し続けるまち」には、国立市に多く存在する教育機関や、伝統に根付いた文化性、市に暮らす様々な魅力的なひとなどの知的地域資源を最大限に活かし、教育・子育てなどの施策を展開していくことや、産・学・官が連携して新しい価値の創造、先駆的な取組に挑戦し、都市の活力を増していくという思いを込めています。また、老若男女を問わず全ての市民が、学びを大切にし、生涯、学び続けられ、それぞれの挑戦を通して、充実感を持っていきいきと日々を送り続けられるまちを目指していきたいという思いで「学び挑戦し続けるまち」を掲げました。

○ ともに歩み続けるまち

「ともに歩み続けるまち」には、市民同士の支え合いの中で安心・安全な生活を担保し、ソーシャルインクルージョンの理念を持って、互いに耳を傾け、違いを違いとして受容する多様性・寛容性を重視したまちづくりを、市民とともに歩み、行っていくという意志を込めています。また、市域8.15 km²というコンパクトさを活かし、回遊性のある歩きたくなるまちを目指すという思いの表れでもあります。

○ 培い育み続けるまち

「培い育み続けるまち」には子育て・子育てしやすい環境づくりや、人と人とのつながりを作る、絆を育むといった思いが込められています。また、国立市には先人たちがつくり上げ、残してくれたまちなみや伝統、自然があります。これらを守り、さらに発展させていきたい、そして、商工業や農業を育てていくことや「くにたち文化」を培っていきたいという思いを込めて、「培い育み続けるまち」としました。

（第5期基本構想より引用）

第5 令和2(2020)年度の各施策の方向性

■ 各施策の方向性

(1) 積極的な投資により成果の引き上げを目指す施策(重点施策)

- 3.子育て環境の充実
- 5.学校教育の充実
- 6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 13.防災体制の充実
- 22.市街地整備の推進
- 23.南部地域の整備

(2) 成果の向上を目指す施策

- 1.人権・平和の推進
- 2.男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援
- 4.地域ぐるみでの子育て支援
- 8.スポーツの振興
- 9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 12.支え合いの地域づくりと自立支援
- 15.コミュニティ活動の促進
- 18.環境の保全
- 19.ごみの減量と適正処理
- 20.道路の整備と適正管理
- 21.交通環境の整備
- 24.地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 26.商工業振興と観光施策の強化
- 27.農業振興と農地保全の推進

(3) 高い成果水準を維持すべき成熟した施策

- 7.生涯学習の環境づくり
- 10.高齢者福祉の充実
- 11.しょうがいしゃの支援
- 14.防犯対策の強化
- 16.消費生活環境の整備
- 17.花と緑と水のある環境づくり
- 25.下水道の整備・維持・更新

(4) 市政の推進を支える施策

- 28.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 29.情報の積極的な発信と共有・保護
- 30.市民連携・市民協働・市民参画の推進
- 31.将来にわたって持続可能な財政運営
- 32.公共施設マネジメントの推進

次 世 代 の 育 成 （ 産 ん で よ し 、 育 て て よ し の ま ち ）

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。また、幼児教育推進プロジェクトや社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の設立による幼児期の非認知能力向上を通じた子どもの生きる力を伸ばす取組に着手している。さらに、学校教育においては学力向上、体力向上をはじめとする取組を効果的に推進している。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

< 基本施策 3 子育て環境の充実 >

- 平成 31（2019）年 4 月には新たな認可保育所 1 園を開設するとともに、認証保育所の認可化を行った。令和元（2019）年 8 月には新たな認可保育所をさらに 1 園開設したが、待機児童の解消には至っていない。特に保育ニーズの高い 0～2 歳児を中心に引き続き待機児童解消に向けた取組を進める。
- 2 か所目の病児・病後児保育施設の確保を検討する。
- 令和元（2019）年 9 月には、保育・幼児教育環境を向上させるための調査・研究・実践を通じて、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立する予定である。同事業団がその設立の目的を達成できるよう運営支援を行うとともに、実践の場にも位置付けられる矢川保育園の新園舎建設への支援を行う。
- 平成 30（2018）年度には、乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばすため、幼児教育推進プロジェクトを開始した。今後は、上記事業団と連携・協力しながら拡充を目指す。
- 平成 29（2017）年 7 月に子ども総合相談窓口「くにサポ」を開設し、妊娠前から子育て期までのワンストップの相談支援を展開している。令和 2（2020）年度には「くにサポ」を中心に、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」事業を実施する。
- 令和元（2019）年度には、「子ども総合計画」のアクションプランとして位置付けられている第 2 期「子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定である。令和 2（2020）年度以降は、引き続き「子ども総合計画」及び「子ども・子育て支

援事業計画」の達成に向けて事業を展開する。

- 令和 2 (2020) 年度には市内に児童発達支援センターが整備される予定であることから、現在市で行っている発達支援事業のあり方について検討を進める。

<基本施策 5 学校教育の充実>

- 国立市立小・中学校の学力向上、体力向上をはじめとする取組は、近隣他市と比較しても高水準を維持している。ICT環境の整備、教員の働き方改革等を進め、引き続きの学力向上、体力向上の取組を推進する。
- しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒もできる限り同じ場で共に学び、成長できる学校教育を目指す中、令和元(2019)年度には小学校へ合理的配慮支援員を新たに配置し、個別支援のための環境整備に努めている。引き続き、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、多様化する合理的配慮のニーズに対応するための支援体制を構築する。
- ここ数年、不登校率は増加傾向にある。令和元(2019)年度には小学校適応指導教室の開室時間延長、子供と家庭の支援員の配置時間数増加など、支援を拡充しており、個に応じた適切な支援を行っている。引き続き、個別支援を進め、不登校等の課題解決を進める。
- 第二小学校は、令和 4 (2022) 年度末に公共施設保全計画に定める耐用年度を迎える。令和元(2019)年度には地域関係者を含む連絡協議会での意見を踏まえたマスタープランを作成し、基本設計に着手する予定である。令和 2 (2020) 年度には基本設計を完了させ、実施設計に着手する。
- また、同様に耐用年度が近づいている第一中学校の特別教室棟については、機能移転やそれに伴う普通教室棟の機能向上のため、改修工事を実施する。第五小学校については、マスタープラン作成に向けた建替えの取り組みを進める。
- 学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事、屋内運動場の空調設備設置工事及び洋式便器取替工事などの施設整備を進める。
- 安心・安全な給食の提供を継続しながら、給食センター建替えに向け、事業者募集の手続き等の取り組みを進めていく。

安心・安全の確保 (24時間安心安全のまち)

震災や豪雨災害、異常気象による酷暑など自然災害が市民生活に影響を与えるリスクが高まっている。市民が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、地震や災害への対策を充実するため、次の施策を推進する。

また、既に高水準にある治安の良さは引き続きその水準を維持するように取り組むとともに、団塊世代が後期高齢者となる2025年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を推進する。

<基本施策13 防災体制の充実>

- 国立市では、多摩直下地震や多摩川の浸水危険など災害の発生リスクを抱えている。その中でも特に大きな被害をもたらすと想定される地震災害に対し、あらかじめ被害を発生させない又は被害を低減させるべく、国立市の被害特性を考慮した効果的な減災対策を行うため、平成29(2017)年度に令和4(2022)年度までを計画期間とする「減災対策推進アクションプラン」を策定した。
- 平成27(2015)年11月に修正した「国立市総合防災計画」のうち、減災計画は令和2(2020)年度までを計画期間としている。上記「減災対策推進アクションプラン」に基づいて実施している各種事業の中間評価を含め、令和3(2021)年度以降に進めるべき減災対策を中心に「国立市総合防災計画」の改訂について検討する。
- 「減災対策推進アクションプラン」に基づき、既に実施している感震ブレーカー設置促進事業、老朽化ブロック塀撤去助成事業、地域配備消火器増設事業、家具転倒防止器具設置促進事業、防災教育推進事業、家庭用消火器配備促進事業のほか、スタンドパイプ配備強化事業等を実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の整備を進める。また、マンホールトイレの整備を進める。
- 国立市耐震改修促進計画及び国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、木造住宅等の耐震化促進を図っている。国立市耐震改修促進計画は計画期間が令和2(2020)年度までとなっており、これ以降の取組を含め、同計画の見直しを進める。

- 平成 30 (2018) 年度に避難行動要支援者名簿システムが導入され、現在名簿のブラッシュアップを進めているところであり、その後は個別支援計画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。

国立ブランドの向上 (個性ある賑わいと自然が共生したまち) (文化と芸術が香るまち)

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築工事が完了する旧国立駅舎や本田家住宅等の貴重な文化財を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

<基本施策 22 市街地整備の推進>

- 国立駅周辺整備事業では、くにたち駅前市民プラザのオープン、国立駅北口駅前広場の整備が完了し、令和2(2020)年2月には旧国立駅舎の再築工事が完了する予定である。再築後の旧国立駅舎は、その運用について市民や関係者等の意見を聴きながら、にぎわいの交流の拠点、まちの魅力を集約し発信する拠点として活用する。
- 国立駅周辺道路の整備については、北第1号線の改良工事に着手し、都市計画道路3・4・10号線(南工区)の令和2(2020)年度完成に向けた整備を進める。
- 富士見台地域を少子高齢社会に対応した、だれもが住みやすい理想的な住空間とし、老いても若くても安心して暮らせる地域とするため、地域住民やUR都市機構と協力しながら平成29(2017)年度に富士見台地域まちづくりビジョンを策定したビジョンでは11のまちづくりの取組を掲げており、特に「公共施設の再編、シビックセンターの整備」「大規模団地の再生計画の進捗と共に取り組むまちづくりの推進」を進めるため、富士見台地域重点まちづくり構想の策定を進めている。令和元(2019)年度は、富士見台地域まちづくり協議会を設置して議論を深めており、令和2(2020)年度には構想としてまとめ、決定する。
- 都営矢川北アパートの建替えにより生じる空地を活用するため、令和元(2019)年5月に(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設基本計画を策定し、地域住民の意見を取り入れながら基本設計に着手している。令和2年度は施設の建設に向けて基本設計に基づき実施設計を行う。

<基本施策 23 南部地域の整備>

- 平成 26 (2014) 年 8 月に策定し、平成 30 (2018) 年度に中間見直しを行った「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進している。
- 「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための新たな制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- 町名地番整理事業を引き続き計画的に進め、また東京都による矢川北都営アパートの建替事業を促進し、「適正な土地利用の推進」を図る。
- 地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして「魅力あるまちづくりの推進」を目指す。
- ＪＲ南武線連続立体交差事業について、事業主体である東京都が平成 30 (2018) 年 4 月に国より新規着工準備採択を受け、現在、都において鉄道立体化の構造形式や施工方法、交差する都市計画道路の構造等の検討を進めている。これに伴い、に伴い、国立市では矢川上土地区画整理事業の見直しや矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

- 寄贈を受けた本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、応急修繕工事を実施している。今後、保存活用計画に基づき、東京都指定文化財の指定を目指すとともに、解体復元工事に向けて準備を進める。また、本田家住宅に残されていた貴重な資料等を適切に保存する。
- 市指定文化財である旧国立駅舎の再築工事が令和 2 (2020) 年 2 月頃に完了する予定である。再築後の旧国立駅舎の一部を活用して、その歴史を伝え、文化財に親しむことができる展示等を行う。
- 国立市文化芸術条例に基づき、令和元 (2019) 年 5 月に国立市文化芸術推進基本計画を策定した。今後、文化芸術施策を推進するため、同計画に基づいた事業を展開する。
- アートビエンナーレは、野外彫刻展を中心に市民が身近に芸術を感じることができイベントとして、くにたち文化・スポーツ振興財団がこれまでに 2 回開催している。令和 2 (2020) 年度に「くにたちアートビエンナーレ 2020」が開催される予定であり、文化・芸術が香るまちとしての魅力を向上させるためイベント開催に向けた支援を行う。

(2) 成果の向上を目指す施策

<基本施策 1 人権・平和の推進>

- 平成 31 (2019) 年 4 月に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく実態調査を実施する。
- 総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。
- 庁内研修を実施して職員の人権感覚の醸成を図る。
- 「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供する。

<基本施策 2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援>

- 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。
- 令和元 (2019) 年度に市民意識調査を行い、第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画の中間評価を行う予定である。この中間評価を受け、同計画の更なる推進を図る。
- LGBT 施策について、パートナーシップ制度の検討を含め、施策の充実を図る。
- 平成 30 (2018) 年にくにたち駅前市民プラザ内に開設した「くにたち男女平等参画ステーション」では、市民のニーズを捉えた相談事業と啓発事業を実施する。
- DV 被害者支援施策について、被害者の個人情報管理体制、加害者対策について、庁内の関連部署と情報の共有、支援の強化を徹底する。
- 夜間及び休日の電話相談を実施し、行政につながりにくい女性の相談を受け止めるとともに、女性パーソナルサポート事業により、困難な状況におかれた女性に対して生活支援及び地域での定着支援を実施する。なお、同事業は国や都の動向を見ながら検証を行う。

<基本施策 4 地域ぐるみでの子育て支援>

- 「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、子どもの権利に関する調査研究を進める。
- ひきこもり等の課題を抱える若者への対応や子どもの貧困対策について、具体的な支援を検討する「子ども・若者支援連携会議」を設置するとともに、地域支援者や支援団体との緩やかな連携の構築を目指している。引き続き、課題への支援及び予防の観点から対応策を検討するとともに情報共有や講演会の開催等により地域ネットワークを強化する。
- 矢川公共用地 (都有地) に建設予定の複合公共施設には児童館が整備されること

が計画されている。この新児童館の整備に併せて、市内における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方についてその方向性を検証する。

- 子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

<基本施策 8 スポーツの振興>

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、気運醸成の取り組みをより一層充実させる。
 - 身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組むほか、市民の意見を伺いながら公園への健康遊具の設置を進める。
- 地域スポーツクラブを設置し、スポーツの振興を図る。

<基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

- 保健師及び栄養士が、身近な地域で幅広い世代を対象に健康づくりを推進する。
- 高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、保健事業と介護予防事業の連携に取り組む。
- 健康増進計画及びがん対策アクションプランの中間評価を実施し、受診率の向上、生活習慣病にかかわる実効性のある予防施策に取り組む。また、がん検診の実施機関の拡充を図る。
- 市民や医師会をはじめとする関係機関と連携し健康づくりを推進する。
 - 平成 30（2018）年度に策定された地域医療計画に基づいて施策を展開する。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

- 個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。
- 生活困窮者の自立支援の充実を図る。
- 地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に CSW を 3 名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成 29（2018）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続き CSW を配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。
- 国立市第二次地域福祉計画に掲げた施策の推進を行う。
- 住宅確保要配慮者の居住支援に関し、令和元（2019）年度には不動産事業者等との連絡会を発足させる予定である。連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。

- 成年後見制度の利用促進については具体的な利用推進策を検討するとともに、令和 2（2020）年度には成年後見制度利用促進条例の制定を目指す。
- 自殺対策、再犯防止計画については、調査・研究を行っており、令和元（2019）年度にそれぞれ計画素案をとりまとめる予定である。令和 2（2020）年度には計画決定に向けて取組を進める。

< 基本施策 15 コミュニティ活動の促進 >

- 地域コミュニティの活性化、空き家の適正管理と活用の推進、多文化共生社会の実現に向けた取り組みの更なる充実を目指す。
- 自治会への加入を促進する。

< 基本施策 18 環境の保全 >

- 国立市地球温暖化防止対策アクションプランに基づき、Co2 削減に向けた対策を進める。
- 環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。
- 公園に設置している水銀灯の更新にあわせて L E D 化を進める。
- 大型の道路照明を省電力型のものに交換することで、電力消費を削減する。

< 基本施策 19 ごみの減量と適正処理 >

- E P R を柱とした 5 R を推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づけていく。
- 販売店回収を行っている店舗の紹介やインセンティブが受けられる制度を実施し、消費者による販売店返却の周知に力を入れていく。
- 「循環型社会形成推進基本計画」について、第 1 期計画期間の施策を検証し、第 2 期目標の内容を定めていく。

< 基本施策 20 道路の整備と適正管理 >

- 国立駅周辺の道路等については、北第 1 号線の改良工事に着手するとともに、その他の路線についても引き続き関係機関と協議を行い、順次調査・設計を行っていく。
- 都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）の整備を進める。
- さくら通りの 2 車線化事業を引き続き進める。
- 道路等長期修繕計画に基づき、計画的に維持管理を行う。

< 基本施策 21 交通環境の整備 >

- 令和元（2019）年度に策定予定の交通安全計画に基づき計画的に交通安全対策を推進する。
- 自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、令和元（2019）年度に自転車安全利用促進計画を策定する予定である。同計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。
- コミュニティバス及びコミュニティワゴンの利便性向上を検討する。
- 高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。
- 一橋大学と連携し福祉的交通の需要調査（パネル調査）・分析を引き続き実施する。

< 基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進 >

- 宅地化や都市計画事業が進捗した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針案をもとに住民の合意形成を図っていき、整った地区から、地区計画を策定し、用途地域等の見直しを行っていく。
- 現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくため、令和2（2020）年3月末までに国立市都市景観形成基本計画の改訂を行う予定である。改訂した国立市都市景観形成基本計画に基づき、大学通り沿道地区（商業・業務地区）の重点地区指定に向けた取り組みを進める。

< 基本施策 26 商工業振興と観光施策の強化 >

- 再築工事が完了する旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、平成30（2018）年度より開始した商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。
- 継続的に実施している事業について、PDCA サイクルを回しながら業務改善を行う。

< 基本施策 27 農業振興と農地保全の推進 >

- 平成29（2017）年3月策定の第3次農業振興計画にて決定した優先テーマに順次取り組んでいく。
- 市民へのくにたち産野菜のPRを通して販売促進を図る。
- 認定農業者制度の事業効果を検証し、今後の支援制度のあり方を検討する。
- 農地保全のため特定生産緑地の指定を推進する。

(3) 高い成果水準を維持すべき成熟した施策

<基本施策 7 生涯学習の環境づくり>

- 令和元（2019）年 5 月に策定した生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行っていく。
- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上を図る。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施していく。
- 第三次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行っていく。

<基本施策 10 高齢者福祉の充実>

- 住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がある。医療と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取り組みを進める。
- 平成 30（2018）年度に策定された地域医療計画に基づいて施策を展開する。
- 第 7 期介護保険事業計画、第 5 次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組む。また、第 8 期介護保険事業計画、第 6 次高齢者保健福祉計画を作成する。

<基本施策 11 しょうがいしゃの支援>

- 国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画を推進し、進行管理を行う。
 - 市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。
 - しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 北三丁目都有地に民間事業者が整備する児童発達支援センターの開所に向け、都福祉保健局及びセンター運営法人と連携し、サービス実施体制の整備を図る。

<基本施策 14 防犯対策の強化>

- 商店街等の要望に応じ、安心・安全カメラの設置費用に対する補助を継続する。
- 高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。

<基本施策 16 消費生活環境の整備>

- 市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ること

のできるまちを目指す。

<基本施策 17 花と緑と水のある環境づくり>

- 「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。
 - 「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。
 - 「大学通り全体計画検討会」において策定予定の全体計画について周知を図る。また、桜の維持管理に特化したフローを令和元（2019）年度に作成予定であり、これに基づき、維持管理に努めるとともに市民への周知を図る。
- 令和元（2019）年度に定めた崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。また、城山公園拡張の手続きを進めるなど「農の営みが残る原風景」の保全に努める。
- 老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。
 - 雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。

<基本施策 25 下水道の整備・維持・更新>

- 公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、実施設計及び管きょの調査を引き続き実施するとともに、第1期分の改築工事を実施する。
 - 平成30（2018）年度に策定した南部中継ポンプ場ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新及び維持管理を行う。
- 分流区域における雨水管整備について、令和2（2020）年度は道路拡幅に併せた進捗を図るとともに、整備方針に基づいて順次整備できるよう取組を進める。
- 令和2（2020）年4月1日から下水道事業は地方公営企業会計に移行する予定である。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、中長期的な経営の基本計画である「国立市下水道事業経営戦略」を制定する。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策 28 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

- 令和元(2019)年度に策定を予定している第5期基本構想第2次基本計画及び(仮称)国立市行財政改革プランに基づいた行政運営を行う。
- 平成30(2018)年2月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、適正な定員管理及び時間外勤務の削減を進める。
- 改訂を予定している人材育成基本方針を推進し、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行なう。
- 業務の効率化と市民サービスの向上は普遍的なものであり、庁内の情報システムについては、高度のセキュリティと低コストでの運用が求められるため、新たな市民サービスの展開が可能となるように現行システムの改善・向上を図ると共に運用面を含めた見直しを推進する。また、情報化推進計画の策定を通じて全庁的なICT活用の方向性を整理したうえで、業務改善に取り組んでいく。
- 平成30(2018)年度には北秋田市と友好交流都市の協定を締結し、交流を推進している。また、イタリア共和国ルッカ市とは双方の市長が互いに訪問し、交流に向けた協議を行っている。今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識及び文化・芸術振興等に資するため、具体的な交流事業の実施、ルッカ市との友好都市協定締結等に向けた取り組みにより都市間交流を推進する。

<基本施策 29 情報の積極的な発信と共有・保護>

- ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。
- ツイッター、LINE等のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。
- 新たな情報発信手段の調査研究を行う。
- 各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

<基本施策 30 市民連携・市民協働・市民参画の推進>

- NP0への支援について、設立や運営に関しては中小企業の支援制度を活用しつつ、活動に関してはNP0と市民をつなぐ取組を促進するなど、社会状況の変化に合わせた支援の在り方を引き続き検討する。
- 広聴機能として、市民の声を市政につなげるための仕組みづくりを行う。

<基本施策 31 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 平成 30(2018)年 2 月に決定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。
 - 令和元(2019)年度に策定予定の(仮称)国立市行財政改革プランを推進する。
 - 国保財政健全化計画書に基づき計画的に赤字解消を実行する。
 - 新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。
 - 全国トップレベルとなった市税の収納率を引き続き維持していくとともに、市債権についても「地方自治法」「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。
- 電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

<基本施策 32 公共施設マネジメントの推進>

- 個別施設計画として策定済である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」及び「学校施設整備基本方針」については、それを基にした取組を進める。「(仮称)公共施設再編計画」及び「(仮称)公園施設長寿命化計画」は現在策定作業中であり、令和 2(2020)年度に策定する。
 - 公共施設やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、事業者提案制度などの公民連携の取組を推進し市の財源増加策や市民サービスの向上へ向けた事業の取組を進める。
- 「富士見台地域重点まちづくり構想」と連携し周辺に立地している公共施設の再編方針等を検討する。また、それに合わせて第五小学校の建設手法や複合機能を選定する。

第 6 令和 2(2020)～令和 5(2023)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想並びに同構想第 1 次基本計画及び策定中の同構想第 2 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行財政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

イ．本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業を再編・整理・見直しをあわせて行うことのできる事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。

事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用(コスト)対効果(サービス)の十分な検討を行うこと。特にコストについては、

中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

財政状況は健全化の努力により改善してきているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。

行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

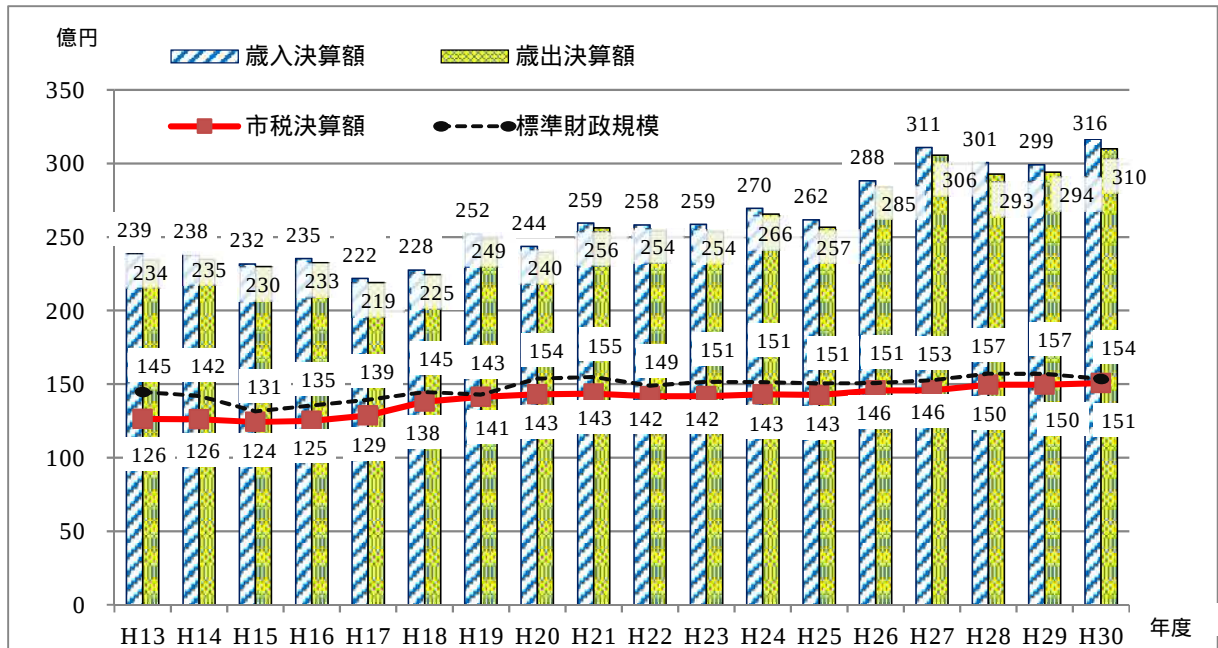
ア．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

イ．受益と負担の均衡に配慮すること。

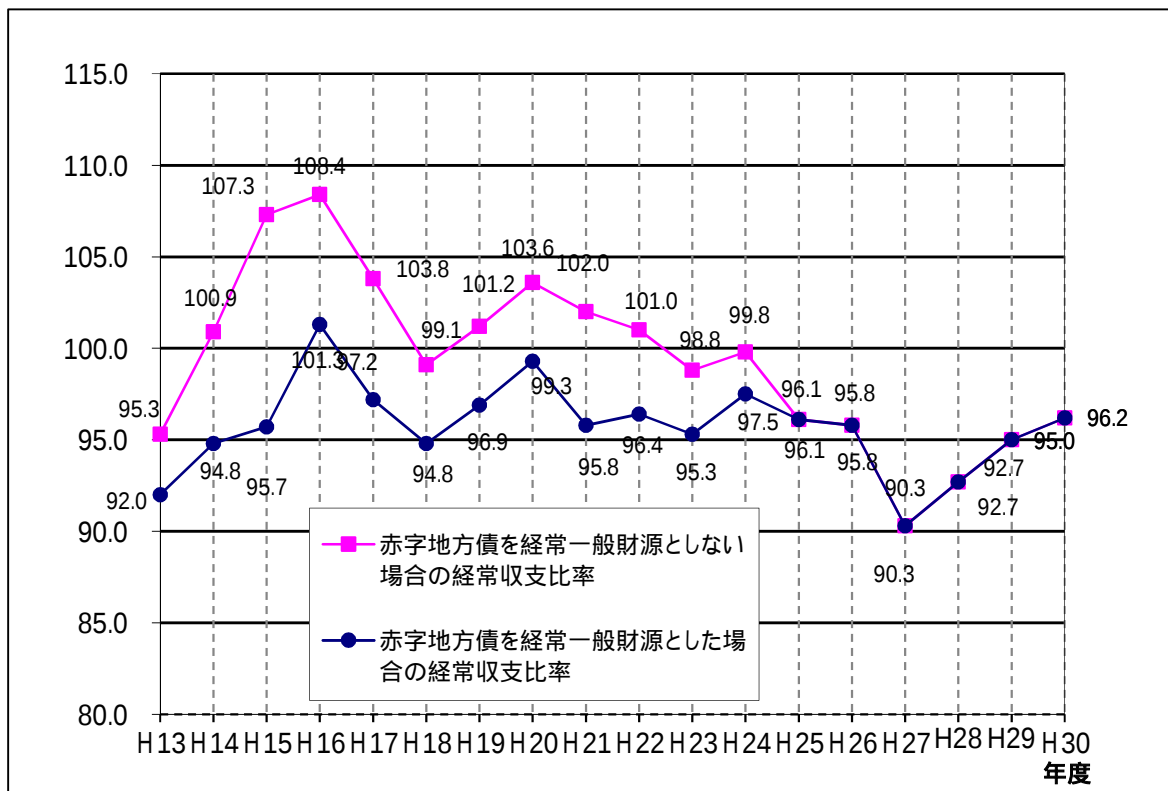
ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

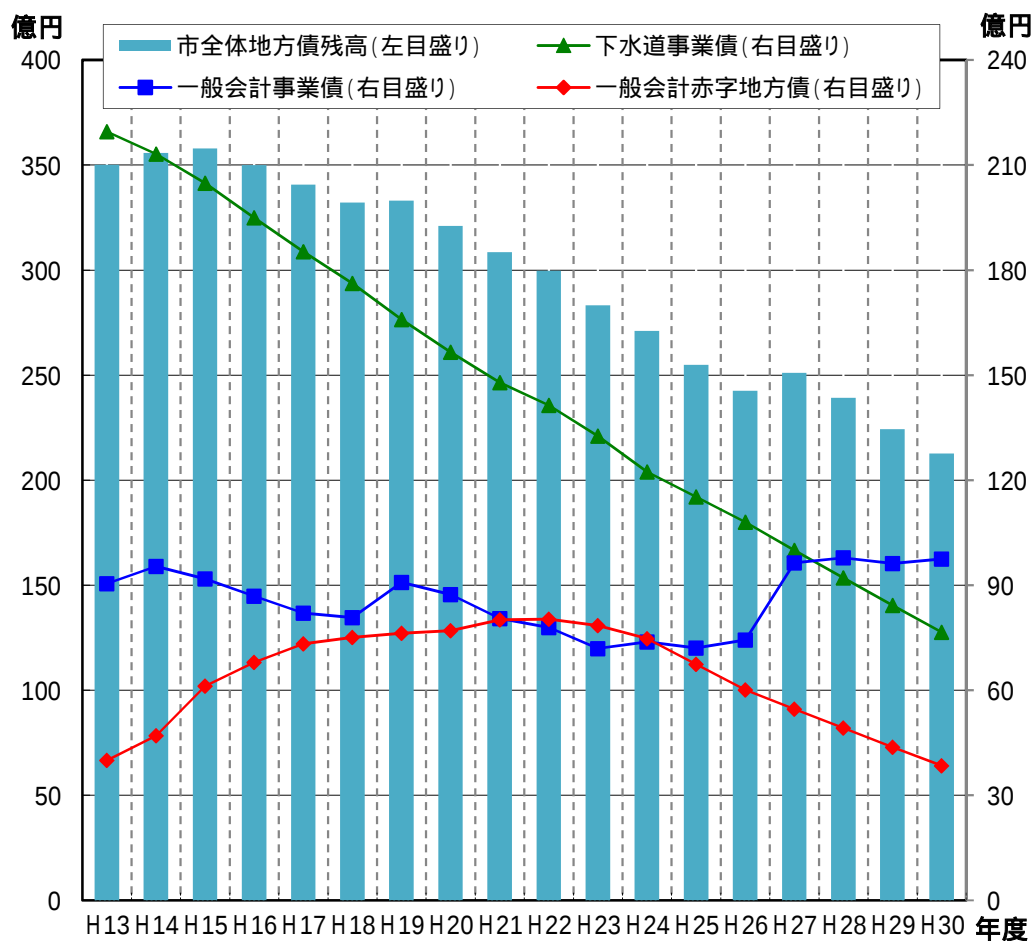
【図1 決算額の推移（一般会計）】



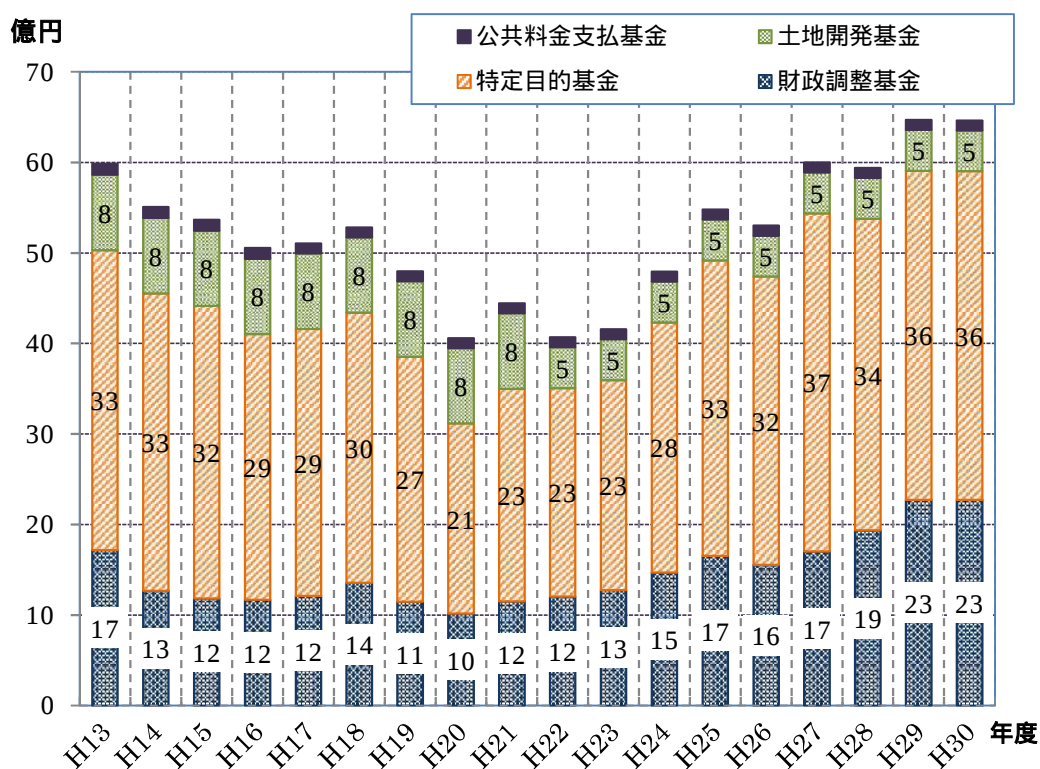
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
平成 3 1 年 4 月	【事務事業評価】 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和元年 5 月 1 3 日 ～ 2 4 日	【施策評価会議】 ○基本計画に定められている全 3 2 施策について施策ごとに平成 3 0 年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。 ○会議出席者：各施策に関係する課長
令和元年 7 月 2 日 ～ 3 日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価会議の議論を受け、各施策の方向性及び令和 2 年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和元年 8 月 2 1 日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和元年 8 月 2 1 日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。